

# 山形県公報

平成27年4月1日(水)

号 外(14)

目	次
$\vdash$	レヘ

# 病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程	2
○山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程	3
○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程	3
○山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程	5

# 病院事業局関係

規 程

#### 山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

# 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「及び局長」を「、理事及び局長」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を 加える

3 理事は、上司の命を受けて特定課題に関する事務を掌理する。

第7条第2項の表中

Γ			_
1	看護師	上司の命を受けて看護業務に従事する。	
	主幹	上司の命を受けて課の特定事項に関する業務を整理	する
	土针	する。	

上司の命を受けて課の特定事項に関する業務を整理 する。	に改める。
--------------------------------	-------

第8条の表山形県立中央病院の項中「小児科」を「腫瘍内科、小児科」に、「小児外科」を「消化器外科、乳腺外科、小児外科」に、「耳鼻いんこう科」を「頭頸部・耳鼻咽喉科」に改め、同表山形県立新庄病院の項中「皮膚科」を「乳腺外科、皮膚科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、同表山形県立河北病院の項中「小児科」を「疼痛緩和内科、小児科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

第10条第1項の表山形県立新庄病院の項中

を

第一診療部	診療各科	
第二診療部	集中治療室	
N → 10 / M 11	人工透析室	
	リハビリテーション	<u> </u>
	栄養管理室	
	化学療法室	7777
	院内感染防止対策係	系を
<b>定医然理</b> 点		
病歴管理室		
県立河北病院の項中「	地域医療部	
救急総合診療部		) - 1 () - F3 to 1 W/B 1 to
地域医療支援部		に改め、同表山形県立こ
ろの医療センターの項	— · 中「医事係」を「医事係	、情報企画係」に改める。
第17条第4項の表中 ॑	副看護部長	看護部長を補佐する。
副看護部長(総括)	看護部長を補佐し、	部の特定事項に関する事務を掌理す
副看護部長	看護部長を補佐する	5.
言語聴覚士	上司の命を受けて言	言語聴覚業務に従事する。
主任言語聴覚士	上司の命を受けて記	言語聴覚業務を処理する。
言語聴覚士		言語聴覚業務に従事する。
社会福祉士	上司の命を受けて社	土会福祉業務に従事する。
		7
主事	上司の命を受けて	事務に従事する。
主事	上司の命を受けて	事務に従事する。
		事務に従事する。 高度の知識経験を必要とする事務に従
主事主任主事		
	上司の命を受けて福	高度の知識経験を必要とする事務に従に改める。
主任主事主事	上司の命を受けて福事する。	高度の知識経験を必要とする事務に従に改める。
主任主事 主事 附 則	上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高	高度の知識経験を必要とする事務に従に改める。
主任主事主事	上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高	高度の知識経験を必要とする事務に従 に改める。
主任主事 主事 <b>附 則</b> この規程は、公布の日	上司の命を受けて高 事する。 上司の命を受けて から施行する。	高度の知識経験を必要とする事務に従に改める。
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 	上司の命を受けて高 事する。 上司の命を受けて事 から施行する。	高度の知識経験を必要とする事務に従に改める。
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 一 形 <b>県病院事業管理規程</b> 病院事業局の職に充て	上司の命を受けて高 事する。 上司の命を受けて事 から施行する。	高度の知識経験を必要とする事務に従に改める。
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 	上司の命を受けて高 事する。 上司の命を受けて事 から施行する。	高度の知識経験を必要とする事務に従 本務に従事する。  本務に従事する。  程の一部を改正する規程を次のように定める。
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 一 形県病院事業管理規程 病院事業局の職に充て 平成27年4月1日	上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高から施行する。 から施行する。 第5号 る職員の指定に関する規	高度の知識経験を必要とする事務に従 に改める。 事務に従事する。 程の一部を改正する規程を次のように定める。 山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 一 形県病院事業管理規程 病院事業局の職に充て 平成27年4月1日 病院事業局の職に	上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高から施行する。  第5号 る職員の指定に関する規  充てる職員の指定に関す	高度の知識経験を必要とする事務に従 事務に従事する。 程の一部を改正する規程を次のように定める。 山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英 る規程の一部を改正する規程
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 形県病院事業管理規程 病院事業局の職に充て 平成27年4月1日 病院事業局の職に充て	上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高から施行する。  第5号 る職員の指定に関する規  充てる職員の指定に関す	高度の知識経験を必要とする事務に従 事務に従事する。 程の一部を改正する規程を次のように定める。 山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英 る規程の一部を改正する規程
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 一 形県病院事業管理規程 病院事業局の職に充て 平成27年4月1日 病院事業局の職に	上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高から施行する。  第5号 る職員の指定に関する規  充てる職員の指定に関す	高度の知識経験を必要とする事務に従 事務に従事する。  程の一部を改正する規程を次のように定める。  山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英 る規程の一部を改正する規程
主任主事 主事 附 則 この規程は、公布の日 形県病院事業管理規程 病院事業局の職に充て 平成27年4月1日 病院事業局の職に充て	上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高事する。 上司の命を受けて高から施行する。  第5号 る職員の指定に関する規  充てる職員の指定に関す	高度の知識経験を必要とする事務に従 に改める。 事務に従事する。 程の一部を改正する規程を次のように定める。 山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

看護専門員 救命救急センター看護専門員 に改め、同表がん・生活習慣病セン ターの項中 副看護部長 中央病院副看護部長 を 副看護部長 (総括) 中央病院副看護部長 (総括) に改め、同表救命救急センターの項中 中央病院副看護部長 副看護部長 副看護部長 中央病院副看護部長 副看護部長 (総括) 中央病院副看護部長(総括) に改める。 副看護部長 中央病院副看護部長 附 則 この規程は、公布の日から施行する。 山形県病院事業管理規程第6号 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年4月1日 山形県病院事業管理者 新 澤 英 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程 山形県病院事業局財務規程(平成15年3月県病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項及び第3項中「経営主幹」を「経営を主に担当する課長補佐」に改める。 附則 この規程は、公布の目から施行する。 山形県病院事業管理規程第7号 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年4月1日 山形県病院事業管理者 新 澤陽 英 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程(平成15年3月県病院事業管理規程第18号)の一部を次のように 改正する。 第7条第2項中「局長」を「理事、局長」に改める。 (職名) を命ずる (職名)を命ずる (給料表名)○級 (給料表名)○級 別記様式第5号の注書第2項第1号の表第23項中 に決定する をに決定する に、「に基 給料月額○円を給 する づき」を「による」に改める。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県病院事業管理者 新 濹 陽 英

## 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のよう に改正する。

第6条第3項第1号の表中

Г													
,	右	+	太			2.5		5		3		4	
	垃	人	卒	0	2.5		8		11		15		<i>‡</i> .
	괍	夶	**			5		5		3		4	を
	同	校	4	0	5		10		13		17		

[	短大3卒			1		5		3		4
	应 八 3 平	0	1		6		9		13	
	短大2卒			2.5		5		3		4
L		0	2.5		8		11		15	

に改め、同項第2号及び第3号を次の

## ように改める。

- (2) 級別資格基準における経験年数は、免許取得前に歯科技工に関する業務に従事した経歴を有する者について、病院事業局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、経歴に係る年数の8割以下(病院事業局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができるものとする。
- (3) 学歴免許等資格区分における学歴免許等の資格は、次に定めるところによる。
  - イ 「短大3卒」に相当する学歴免許等の資格は、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第14条第2号の規 定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程(「高校3卒」を入学資格とする修業年限 3年以上のものに限る。)の卒業とする。
  - ロ 「短大2卒」に相当する学歴免許等の資格は、歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の課程(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業(イに規定するものを除く。)とする。

短大卒 1級11号給 短大3卒 1級17号給 第6条第3項第4号の表中 を に改める。 高校卒 1級1号給 短大2卒 1級11号給 第8条第1項の表中 1種 局長 理事 特1種 に改め、 局長 1種 中央病院の副院長(医療職給料表 3種 を (3)の適用を受ける者に限る。)

中央病院の副院長(医療職給料表 (3)の適用を受ける者に限る。) 2種 に、

事務局次長 薬局長 (こころの医療センターの 薬局長を除く。) 副院長 (中央病院の副院長を除 き、医療職給料表(3)の適用を受 ける者に限る。) 主幹

附則

		副院長(中央き、医療職績) ける者に限る		Ì				
		事務局次長 薬局長 (ここ 薬局長を除く 主幹 副看護部長			に改め、 4種 			項の表中
		8級	1種	94,000円	を ]			
		9級	特1種	130, 300円				
		8級	1種	94,000円	に、			
			3種	69, 300円	を			
			2種	77, 200円	に改め	) X		
			3種	69, 300円	(C (ξ) α,	) る。		
別表第2イの		8 級					認め を	:
8級	2 局:		裁務 賃任の程度が前項と いじめ管理者が定め		に改める	) <sub>o</sub>		
9級	理事の見	<b>職務</b>						
病院の副 <sup>見</sup> <b>附 則</b>	の項の表 6 級の 看護部長 (総括 、公布の日から	)の職務	第4項とし、第2項	頁の次に次の1	項を加え	<b>こ</b> る。		
			部を改正する規程を	シ次のように定	· める。		-	
		. A ##=== !===		完事業管理者	新	澤	陽	英
			<b>の一部を改正する</b> 成15年3月県病院		[22号] の	)一部を次	てのように	こ改正する。
別表第2中	[ 1,400円]	を 1,300円	]」に改める。					

平成27年4月1日(水曜日) 山 形 県 公 報 号外(14) この規程は、公布の日から施行する。

【リサイクル適性(A)】 この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。